

概要版

長野市 人権政策推進基本方針

すべての人の人権が尊重される社会をめざして

平成25年2月策定



長野市

すべての人の人権が尊重される社会をめざして

「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、人権尊重、人権確立の機運が高まっています。世界平和の実現と人権尊重社会の形成は、全世界の最重要課題です。

全国的に少子高齢化が急速に進行し、長引く経済の停滞、国際化、情報化の進展等に伴って社会経済の構造が大きく変わりつつある中で、長野市においても様々な分野で市民の生活に関わる数多くの課題が生じています。

また、同和問題をはじめとする差別、いじめ、虐待、性犯罪など「人間の尊厳」が侵害される事件が発生しており、更にはインターネットによる人権侵害、福島第一原子力発電所の事故に伴う偏見や差別など、新たな人権問題も生じています。

このような中、社会情勢の変化に適切に対応した人権政策を推進するため、平成22年10月、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」に諮問を行い、平成24年3月、答申をいただきました。この答申を踏まえ、このたび「長野市人権政策推進基本方針」を策定いたしました。

今後、この基本方針を基に、全ての施策を人権尊重の視点で見直し、市を挙げて人権が尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会の実現に向けて取り組んでまいります。

市民の皆様におかれましては、家庭・地域、学校、企業・職場などそれぞれのお立場で、自らの課題として率先して取り組んでいただきますようお願いします。

人権の概念

人権は、社会の中で幸福な生活を営むための人間としての固有の権利で、人が生まれながらに持つものです。また、人権問題は、「人間の尊厳」が侵害されている状態と捉えられます。

基本方針では、「人間の尊厳（社会の中で個人として尊重され、人間らしく生活するために、人間としての人格を侵されない普遍的な原理）」を基底に人権を捉えることとしています。

基本方針の位置付け

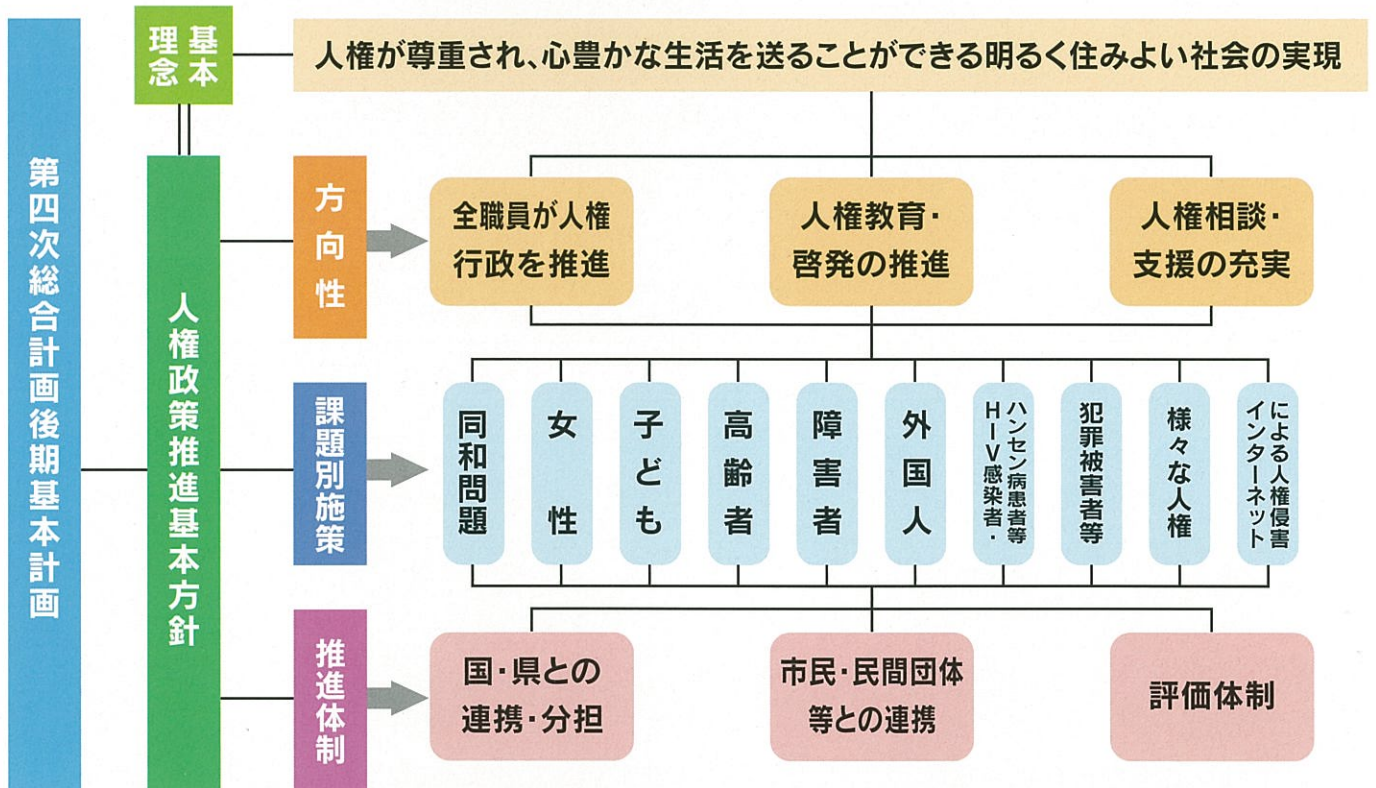
本市における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。また、第四次長野市総合計画後期基本計画における人権に関わる施策を推進するための基本方針と位置付けるものです。

この基本方針に基づき、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向けて、市民と一体となって施策を推進していきます。

人権政策の基本理念

基本的人権の尊重を基盤に、あらゆる差別や人権侵害をなくし、市民と行政が一体となって、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」の精神である「すべての人が人間として尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会を築く」ことを、本市の人権政策の基本理念とします。

人権施策の体系



人間の尊厳(基本的人権の尊重)

人権施策の方向性

基本姿勢

- 「人間の尊厳」を守るという人権尊重の視点に立ってすべての事業に取り組みます。
- すべての市職員が、人権尊重の視点で施策を構築・実施し、評価・改善を行います。
- 当事者の方の意見を聴く機会の充実と施策への反映に努めます。

人権教育・啓発

- 家庭・地域、学校、企業・職場など、あらゆる場所と機会を捉えて人権教育を推進します。
- 学校人権教育と社会人権教育との連携を強化し、相互協力による効果的な人権教育を推進します。

(1) 学校人権教育	・ 普遍的な視点から取り組む学習と個別的な視点から取り組む学習を有効に組み合わせ、教育課題の解決を重点に人権教育を推進します。 ・ 教職員の人権感覚を高めるための各種研修に取り組みます。
(2) 社会人権教育	・ 家庭・地域における人権教育を推進します。 （住民自治協議会、公民館、PTA等） ・ 企業・職場における人権教育を推進します。 （企業人権同和教育推進協議会等）
(3) 隣保館等における啓発	・ 学校、地域等と連携し、人権に関する情報発信と学習機会の充実に努めます。
(4) 多様な手法による効果的な啓発	・ マスメディア、インターネット、広報紙、公共交通機関による広告等を効果的に活用し、人権尊重意識の普及啓発に努めます。
(5) 特定職業従事者に対する研修	・ 人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する研修の充実に努めます。 （保育士、教職員、消防職員をはじめすべての市職員及び医療・保健・福祉関係者）
(6) 国・県、市民・関係団体との連携・協働	・ 関係機関、団体等との連携と協働を推進します。 ・ 市民の自発的、主体的な取組に対する支援に努めます。
(7) 人権教育に関する情報提供	・ 人権教育に関する知識、研修会の講師や研修手法等の情報収集と情報提供に努めます。

人権相談・支援

- 市民が人権問題に遭遇したとき、一人で悩むことなく各種相談機関や支援制度を活用し、自ら解決していくことができるよう、相談体制の整備充実を図ります。

(1) 総合相談体制の整備

(3) 相談窓口等の周知・広報

(2) 国・県・関係機関との連携

(4) 自立・自己実現のための施策

各人権課題に対する施策の方向性

同和問題

- 当事者性を踏まえた相談体制の充実
- 多様な手法による教育・啓発
- 課題解決に向けた施策の推進

女性

- 男女共同参画意識の啓発
- 政策・方針決定の場への女性の参画促進
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 女性の人権を守るための取組

子ども

- 児童虐待への対応
- 幼児期の子育て支援等
- 人権に配慮した学校教育の推進
- 子どもの健全育成のための環境づくり

高齢者

- 高齢者の自立と社会参加の促進
- 介護予防、介護サービスの充実
- 高齢者の権利擁護の推進

障害者

- 心と社会のバリアフリー
- 障害者の自立と社会参加の促進
- 障害者の権利擁護の推進
- コミュニケーションのバリアフリー等

外国人

- 国際化の推進
- 国際交流の推進
- 多文化共生の推進

HIV感染者・ハンセン病患者等

- 正しい知識の普及・啓発
- 患者・感染者等との共生
- 相談及び検査体制の充実
- 患者等の支援体制の整備

犯罪被害者等

- 相談窓口の整備
- 関係機関と連携して啓発活動を推進

様々な人権に関する問題

刑を終えて出所した人等

- ・ 関係機関等との連携により、差別や偏見をなくす啓発や保護観察制度の周知

中国帰国者等

- ・ 支援事業及び相談体制の充実

性的指向及び性同一性障害

- ・ 理解を深めるための広報・啓発
- ・ 医療、福祉関係者等への周知啓発

ホームレス

- ・ 関係機関との連携により、差別や偏見をなくす広報・啓発

アイヌの人々

- ・ 正しい理解を促進するための広報・啓発

北朝鮮当局による人権侵害（拉致問題等）

- ・ 市民の意識を高める広報・啓発

暮らしの中に潜む様々な人権問題

- ・ 身の回りにおける不合理な慣行・因習に気付く人権意識の高揚

インターネットによる人権侵害

- 相談窓口の整備と専門機関との連携
- 家庭での情報モラル教育の推進
- 学校・公民館等における教育・啓発

推進体制

推進体制と役割分担

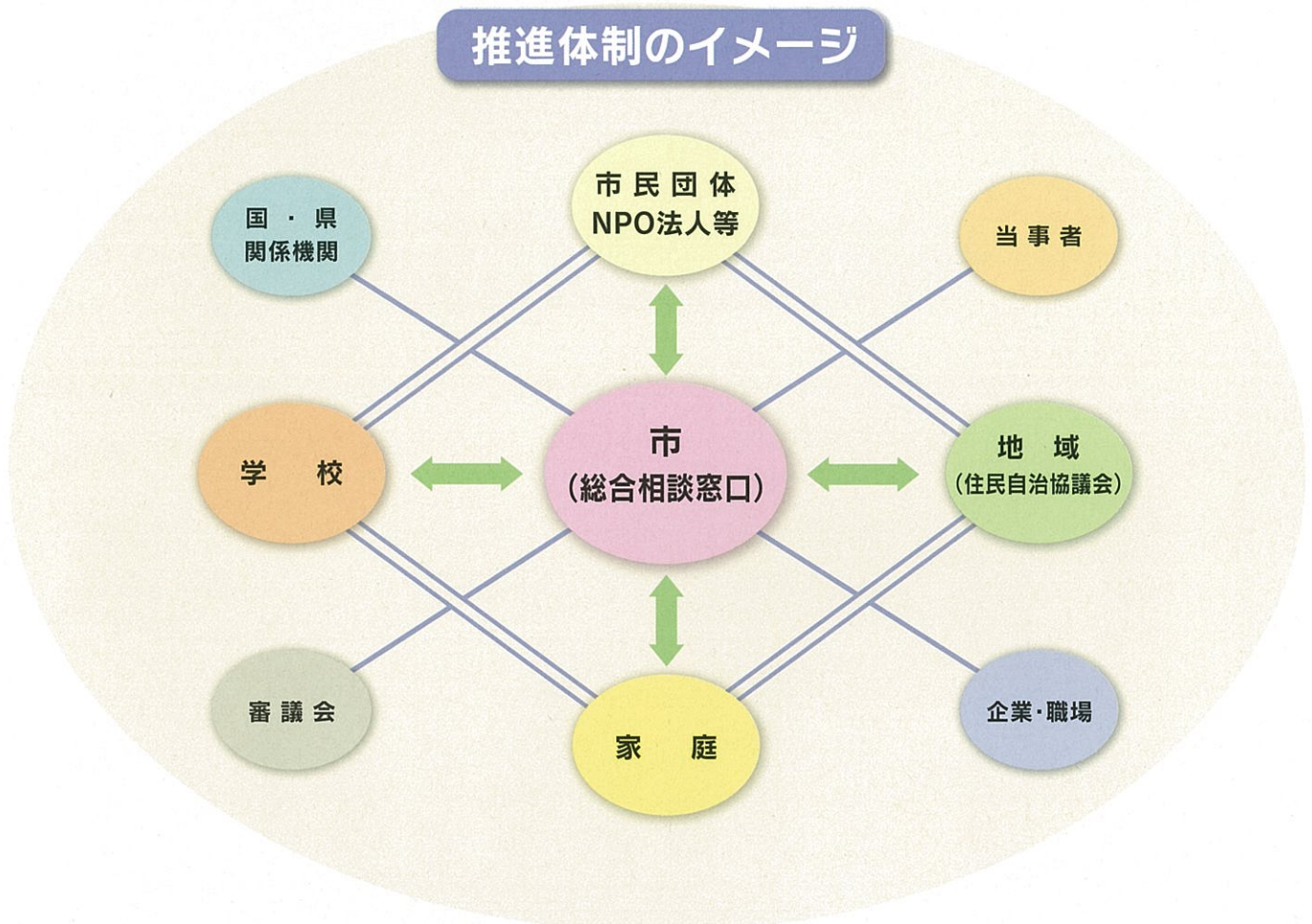
- 国、県、市がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携して取組を進めます。
- 市民、各種団体やNPO法人等との協働の考え方をより進め、市民による効果的な取組への支援を行うなど、市民と一体となって人権が尊重される社会づくりを推進します。

評価体制

社会情勢の変化等に的確に対応し、より着実に、より効果的に人権政策を推進するため、評価体制を確立します。

- 「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」に意見を求めます。
- 事務事業評価制度を活用し、定期的に点検・評価を行い、施策の見直しを実施します。

推進体制のイメージ



長野市地域・市民生活部人権・男女共同参画課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話：026-224-5032 FAX：026-224-7547
E-mail：jin-douwa@city.nagano.lg.jp

平成25年3月発行
(平成26年2月5,000部増刷)